

新潟市社会教育委員の公募に関する要領の改正（案）について

改正後（案）	改正前	備考
<p>新潟市社会教育委員の公募に関する要領 （目的）</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市社会教育委員に関する条例に基づく新潟市社会教育委員の一部を公募するにあたり、必要な事項を定める。</u></p> <p>（公募委員人数）</p> <p>第2条 新潟市社会教育委員の公募委員の人数は、2人以内とする。</p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。</p> <p>3 前項2により公募委員の欠員が生じた場合、又は任期の途中で欠員が生じた場合は、指名等により教育委員会が委嘱できるものとする。</p> <p>（応募資格）</p> <p>第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本市職員及び本市議会議員ではない者</u></p>	<p>新潟市社会教育委員の公募に関する要領 （目的）</p> <p>第1条 この要領は、<u>新潟市の社会教育行政の意思形成にあたり、市民の意見を反映させるため、新潟市社会教育委員の公募について必要な事項を定める。</u></p> <p>（公募委員人数）</p> <p>第2条 新潟市社会教育委員の公募委員の人数は、2人以内とする。</p> <p>2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。</p> <p>3 前項2により公募委員の欠員が生じた場合、又は任期の途中で欠員が生じた場合は、指名等により教育委員会が委嘱できるものとする。</p> <p>（応募資格）</p> <p>第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する満18歳以上の者</p> <p>(2) <u>本市の議員、職員及び公立学校の教員でない者</u></p>	<p>第1条・第3条・第7条について</p> <p>「新潟市附属機関等の指針」に基づき、目的、応募資格、選考結果の通知をよりわかりやすく明確に定義し、文言整理をするもの。</p>

<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟市社会教育委員会議、及び各種大会等に出席できる者</u></p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、生年月日、活動歴を記載したものを作文に添えて、持参、郵送、E-mail 等により応募するものとする。</p> <p>(選考委員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 新潟市社会教育委員 (2名)</p> <p>(2) 教育次長</p> <p>(3) 生涯学習センター所長</p> <p>(4) 地域教育推進課長</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 公募委員の選考は、選考委員会において別途定める基準に基づき作文を審査し、選考委員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適</p>	<p>(3) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者</p> <p>(4) <u>社会教育に関心があり、年5回程度開催する「新潟市社会教育委員会議」、及び各種研修会に出席できる者</u></p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、生年月日、活動歴を記載したものを作文に添えて、持参、郵送、E-mail 等により応募するものとする。</p> <p>(選考委員)</p> <p>第5条 公募委員を選考するため「新潟市社会教育委員公募委員選考委員会 (以下「選考委員会」という。)」を設置する。</p> <p>2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 新潟市社会教育委員 (2名)</p> <p>(2) 教育次長</p> <p>(3) 生涯学習センター所長</p> <p>(4) 地域教育推進課長</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 公募委員の選考は、選考委員会において別途定める基準に基づき作文を審査し、選考委員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適</p>	
--	--	--

当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 (削除)

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月2日より施行する。

当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月1日より施行する。